

チョイソコとよあけ運行事業基本仕様書

本仕様書は、豊明市（以下「市」という。）と株式会社アイシン（以下「アイシン」という。）が協働で実施するデマンド型乗り合い送迎サービス（以下「チョイソコとよあけ」という。）の運行事業について必要な基本的な事項を定めるものである。

1 事業の名称

オンデマンド型乗合交通「チョイソコとよあけ」運行事業（以下「本事業」という。）

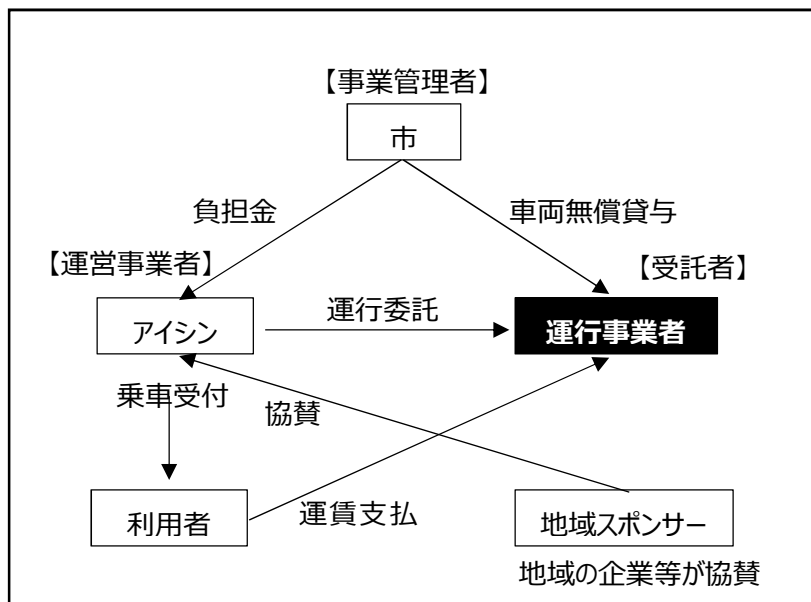
2 事業の目的

本事業は、公共交通不便地域の住民の生活に必要な移動手段の確保と、高齢者（65歳以上）等の外出支援に伴う健康増進を目的とする。

3 運行形態及び事業者

本事業は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて実施する事業である。運行事業者（以下「受託者」という。）は、以下の事業内容について市及びアイシンと連携して事業を実施すること。

チョイソコとよあけ事業スキーム図



4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

※運行期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

5 事業の内容

(1) 運行内容

①運行方式

利用者から事前に乗車受付（以下「受付」という。）があった場合に運行するデマンド型の区域運行方式とする。

②運行区域

運行区域は豊明市内とし、次に定める交通不便地域及び公共施設、墓地・公園、事業者停留所を運行区域とする。（別紙、チョイソコとよあけ停留所マップ参照）

| | |
|-----------|--|
| 沓掛エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・東沓掛区全域 (若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会) ・西沓掛区全域 (山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会) |
| 仙人塚・間米エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会) ・西区全域 (仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会) ・間米区全域 (間米、鶴根、西鶴根及び榎山町内会) |

※停留所の設置場所は変更する場合がある。

※事業者停留所は協賛いただくエリアスポンサーによって増減する場合がある。

※一部、市外（市境から500メートル以内）に停留所がある。

③運行期間及び運行日数

運行期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

（運行予定日数：486日）

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| R5.4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 20日 | 20日 | 22日 | 20日 | 22日 | 20日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | R6.1月 | 2月 | 3月 |
| 21日 | 20日 | 20日 | 19日 | 19日 | 20日 |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 21日 | 21日 | 20日 | 22日 | 21日 | 19日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | R7.1月 | 2月 | 3月 |
| 22日 | 20日 | 20日 | 19日 | 18日 | 20日 |

④運行時間

午前9時から午後4時までに乗車した利用者を降車させるまでとする。なお、乗務員の休憩については、労働基準法及び旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、労働時間等に係る基準を順守すること。この際、本事業の運行に支障が出ないようにアイシンと調整するものとする。

⑤運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ

運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ（以下「運行経路等」という。）は、アイシンのシステムにより指示された運行経路等を基本とし、受付した停留所間を運行する。

⑥利用対象者

利用対象者は、アイシンにおいて、利用会員登録をした者とする。なお、受託者は緊急時等必要がある場合には、アイシンより利用会員の必要最低限の登録情報の貸与を受けるものとする。

※市内在住の65歳以上の者（交通不便地域は小学生以上の者）

（2）車両の仕様

①使用車両

使用する車両は、市所有の車両（トヨタハイエースグランドキャビン乗車定員8名）2台とする。

②予備車両

車両の定期点検及び事故・故障時等に備えるため、予備車両を用意し、対応すること。なお、本事業で使用する予備車両は、受託者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。ただし、予備車両として使用する車両には、本事業で使用していることをわかりやすく利用者に対して表示すること。

③自動車保険への加入

本事業に使用する車両は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。なお、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行うものとする。また、保険契約締結後（既契約を含む）は、速やかに保険契約証書の写しを市に提出すること。

④電子決済システム

電子決済システム（交通系ICカード・クレジットカード・QRコード決済等）が利用可能な状態にすること。

（3）運賃の徴収

①運賃の徴収

運賃は、一乗車につき一人200円とし、利用者が乗車する際に乗務員が現金又は交通系ICカード、その他これに類する方法で徴収するものとする。なお、乗り継ぎをした場合は二乗車とし、400円の運賃とする。

②運賃の管理

運賃は、受託者の通常営業の運賃とは別に適正に管理すること。なお、徴収した運賃は毎日集計を行い、金額をまとめて日報を作成すること。また、集計の結果、運賃に不足が生じた場合は、受託者が負担すること。

（4）受付

利用者からの受付及び配車指示は、アイシンが行うものとし、その指示の下、車両の手配等、運行管理を行うこと。

(5) 乗務員の選任等

- ①乗務員は、心身ともに健康な者とする。
- ②法令を遵守し交通安全に万全を期すとともに、利用者に対して誠意をもって対応すること。
- ③利用者の乗降の際は、常に安全に注意し、適宜適切な誘導を行うこと。
- ④運行区域に狭あい道路を含むことから、運行区域を熟知しておくこと。
- ⑤利用者に対しての挨拶や言葉遣いに注意し、不快感を与えないこと。
- ⑥乗務員は、本業務に従事している間は常に身分証明書を携帯若しくは掲示すること。
- ⑦受託者は、運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行うこと。

(6) 業務責任者の任命

本事業を実施するにあたり、業務責任者を定め、本事業に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

(7) 車両の保管、整備・清掃の義務

営業時間外の車両は、原則受託者の営業所で管理する車庫において保管すること。また、使用する車両は、常に最良の状態を保持するため、法定及び日常的な整備・点検を行うこと。清掃についても、常に清潔を心掛け綺麗な状態にするとともに、感染症対策のために車内の手すり等の定期的な消毒及び換気を行うこと。

(8) 待機、休憩、交代場所

運行時間中の待機、休憩、交代場所は、原則公共施設、墓地・公園停留所が設置されている敷地内で安全に待機、休憩、交代が可能な場所で行うこと。

(9) 事故対応及び損害賠償

- ①運行中の車両事故又は事故などの不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して当該処理にあたり、直ちに市及びアイシンに報告するとともに、これにより運行を中止又は中断した場合は、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、本事業に支障を来たすことのないよう努めるものとする。
- ②天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに市及びアイシンに報告すること。
- ③本事業により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(10) 苦情等の対応

利用者等からの苦情や意見等には、市、アイシン及び受託者が連携し誠意をもって対応すること。

(11) 報告書の提出

運賃を集計した日報を作成し、運行月の翌月 10 日までに書面及び電子データで市及びアイシンに提出すること。

(12) 利用促進の取組

利用促進策の提案や、実現するための具体的な取り組みを行うものとする。なお、受託者からの提案については、市、アイシン及び受託者により協議のうえ利用促進策を決定する。

6 運行負担金の支払い

運行負担金は、1日あたり運行経費に運行日数を乗じた額から運賃収入を差し引いた額を毎月払いとし、受託者は、運行月の翌月10日までにアイシンに請求するものとする。なお、適法の請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

7 業務の再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8 秘密の保持

本事業の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報を含む貸与資料については、豊明市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及びアイシンと受託者の協議によって解決するものとする。